

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告 大石 光 伸 外

一審被告 日本原子力発電株式会社

準備書面（38）

～争点10 経理的基礎について～

2026（令和8）年6月12日

東京高等裁判所 第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之
外

第1 はじめに

本書面は、一審被告に経理的基礎が欠けていることについてのべるものである。

一審原告らの2021（令和3）年9月30日付控訴理由書（11）等においても述べたように、事業者の経理的基礎の問題は、原子力発電所の第1～第4の防護レベルの問題に関するものであり、一審被告に経理的基礎が欠けているということは、本件原発の第1～第4の防護レベルに欠陥がある、ということの意味するものである。

第2 本件訴訟における経理的基礎の位置付け

1 経理的基礎の欠落は、周辺住民の人格権侵害を招くこと

一審原告らの前記控訴理由書（11）等においても述べたように、経理的基

礎に関する論点は、第一に設置に関する経理的基礎の問題、第二に維持管理に関する経理的基礎の問題、第三に廃炉や損害賠償に関する経理的基礎の問題が含まれる。

本件は、一審原告らの人格権に基づいて、東海第二原子力発電所（以下「本件原発」という）の操業差止を求めるものであるが、一審被告には、原子力発電所の設置及び維持管理を行うための経理的基礎が欠けており、そのような者が原子力発電所を設置・操業した場合に、一審原告らの人格権が侵害されることになる。

有害物質を排出する可能性がある施設に関して、経理的基礎の具備が求められるのは、当該施設を設置・管理・運営する事業者が経理的基礎が欠けていた場合、不適切な操業を行うことにより、有害物質を周辺に放出する蓋然性が高まり、周辺住民の生命・健康等に被害を及ぼす可能性が高くなるからである。

この点、原子力発電所と同様に、周辺に有害物質を排出する可能性がある廃棄物処理施設に関しても、法律上、設置及び維持管理について経理的基礎が要件となっている。このことは、既に一審原告らの原審における2020年5月8日付最終準備書面（その4）（経理的基礎）・5～6頁においても挙げた、周辺住民らが産業廃棄物処理業者に対して、人格権に基づいて産業廃棄物中間処理施設の建設差止を求めた事件に関する東京高裁平成31年2月27日付判決において、「廃掃法が、経理的基礎があることを産業廃棄物処理施設の設置許可の要件とした趣旨は、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に当たっては多額の資金を要するところ、設置者が倒産した場合は勿論、設置者の経理的な基礎が不十分である場合には、不適正な産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理や産業廃棄物の処理が行われるおそれの大きいことから、これを防止する趣旨に出たものと解される。すなわち、設置業者が経理的基礎を欠くことになれば、不適切な施設の設置や操業が行われ、設置計画の技術上の基準、維持管理の技術上の基準等に違反するような事態が生じることが推認される。そうする

と、廃掃法及び施行規則が経理的基礎の要件を規定した趣旨は、産業廃棄物処理施設において、不適切な施設の設置や操業が行われることを防止し、もって当該施設周辺の生命、身体等に直接被害を受ける者の利益をも保護することにあると解するのが相当である。」と述べられている通りである([甲G 6 9](#))。

さらに、原判決後に出された、住民らが岐阜県を被告として産業廃棄物処理施設の設置許可処分取消を求めた事案に関する、岐阜地裁令和4年5月16日判決もまた、「廃棄物処理法15条の2第1項3号、施行規則12条の2の3第2号は、申請者が、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することを、産業廃棄物処理施設の設置許可の要件としている。これは、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に多額の資金を要し、設置者の経理的基礎が不十分である場合には不適切な操業が行われるおそれ大きいことから、これを防止する趣旨であると解される。そして、経理的基礎を欠く産業廃棄物処理施設業者が不適切な操業を行う場合、廃棄物処理法が規定する技術上の基準や維持管理基準に違反するような事態が生じ、その結果、周辺に居住する者の生命、身体に重大な危害を及ぼす災害が起きるおそれが懸念される。また、廃棄物処理法は、技術上の基準に適合することを産業廃棄物処理施設の設置許可の基準としつつ（15条の2第1項1号）、設計どおりに作られた産業廃棄物処理施設であっても技術上の基準に適合する程度の能力を有しないことがあることを想定して、産業廃棄物処理施設の使用開始前に申請書記載の設置計画に適合しているかどうかの検査を受けることを当該施設の設置者に対して義務付け（15条の2第5項）、当該施設の使用開始後に技術上の基準等に適合していないと都道府県知事が認めるに至ったときは当該施設の設置者に対して改善命令等を発することができるものとしている（15条の2の6）ことからすると、廃棄物処理業者は、事後的に業務改善命令を受けた場合に備え、これに一応対応できるだけの財務状況にあることが求められていると解される。したがって、経理的基礎の要件は、産業廃棄

物処理施設で不適切な操業が行われることにより、生命、身体等に直接被害を受ける周辺住民の利益を保護することを、その趣旨に含むものと解するのが相当である。」と判示している（[甲G497](#)）。

周辺住民の生命・身体に直接被害が及ぶことのないようにするために、事業者を経理的基礎が必要とされることは、産業廃棄物処理施設も原子力発電所も同じことである。そして、原子力発電所を設置・管理・運営する事業者を経理的基礎が欠けていれば、原子力発電所の設置や操業において不適切な行為が行われる蓋然性が高いものと考えられるのであり、計画は技術上の設置許可基準に適合していても、計画通りの設置が行われない可能性、計画通りの維持管理が行われず、安全性が担保されない可能性、廃炉や使用済み核燃料の保管に十分な対策を取ることができない可能性等が十分に考えられるのである。

この点、原判決は、前記東京高裁平成31年2月27日付判決や、そこで展開されている論理に関して、何ら触れるところはなかった。しかし、重ねて強調するが、周辺住民の生命・身体に直接被害が及ぶことのないようにするために、事業者を経理的基礎が必要とされることは、産業廃棄物処理施設も原子力発電所も同じことである。原判決には、大きな論理的な誤りがあるとともに、判断の欠落がある。

従って、一審被告に経理的基礎が欠けている場合、原子力発電所の第1～第4の防護レベルに欠落があるものと判断されることになる。

2 経理的基礎に関する炉規法の規定

(1) 炉規法の規定

経理的基礎に関して、炉規法43条の3の6第1項2号は、発電用原子炉の設置許可基準の一つとして、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。」という規定を設けている。

一方、炉規法は、発電用原子炉の維持管理基準について、「発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適

合するように維持しなければならない。」と定めており（４３条の３の１４本文）、発電用原子炉の維持管理に関しては、技術上の基準への適合だけが求められており、経理的基礎や技術的能力は求められていないかのようにも読める。

（２）炉規法の規定の解釈

しかし、十分な経理的基礎や技術的能力がない事業者が維持管理する原子力発電所に、安全性を維持できる可能性が低く、放射性物質の放出や飛散をさせてしまう可能性が高くなることは、自明のことである。

この点、国は、１９６０年において、大型原子炉が重大な事故を起こすことがあり得ることを前提として、そのような事故が起こった場合に、原子炉内に蓄えられる大量の放射性物質が原子炉外に漏出し、さらに原子力発電所の敷地外に飛散して、敷地外に居住する「公衆」に、人体の許容量を超える被害（＝人格権侵害）をもたらす危険性があることを想定して、その被害額を試算していた（[甲Ｇ５０８](#)）。国は、原子炉が重大な事故を起こした場合に、この試算結果に顕れたような、国民に多大な被害が発生することを予測して、１９６１（昭和３６）年、「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」という）を制定した。この法律は、大型原子炉によって多大な人格権侵害がもたらされることを想定し、その場合の被害者の保護を主目的に制定されたものである。従って、原賠法が制定されたこと自体において、原子炉を設置・管理運営する者には、管理運営を行うための経理的基礎が必要であるということを示している。

一方、発電用原子炉の設置許可基準に関する炉規法４３条の３の６第１項３号は、重大事故に関する要件について、「その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。……）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。」と定めており、重大事故発生を予防するための要件として、技術的能力

だけを要求し、経理的基礎を要求していないようにも見える。しかし、重大事故の発生及び拡大防止に必要な措置を実施するために、発電用原子炉の運転を「適確に」遂行するためには、その措置を適確に実現するための経理的基礎が伴わなければならないことは、自明の理である。経理的基礎の裏付けを欠く技術的能力が仮にあったとしても、それは、文字通り「絵に描いた餅」にしか過ぎないのであり、重大事故を予防したり拡大を防止したりすることは不可能であって、必然的に、「公衆」の人格権侵害をもたらすことになる。

(3) 政府も一審原告らと同じ考え方に立つことを表明していたこと

発電用原子炉の設置の許可要件としての経理的基礎に関しては、1958年（昭和33年）10月29日の衆議院科学技術振興対策特別委員会の席上、佐々木義武科学技術庁原子力局長（当時）が、「第三号に、お説のように「設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力」と、二つの技術的能力がございまして……(以下略)」と述べたのに対して、岡崎英城理事が「経理的基礎ということはどういう点ですか」と質問し、さらに佐々木科学技術庁原子力局長は、「経理的基礎と申しますのは、炉の設置に要する費用のみではないのでありまして、自後これを運転するための費用、あるいは将来——これも近い将来と思いますが、必要になると思われる保険問題等に関する経理的な基礎というふうにお考えいただきたい」、という答弁をしている（[甲G498](#)・No.46～48の発言）。ここで佐々木局長が述べていることは、炉規法が要求している経理的基礎は、設置許可の要件であるばかりではなく、原子炉の運転を適確に遂行する能力としても必要である、ということである。佐々木科学技術庁原子力局長は、自明のことを述べたものであり、これが法令を制定した国の本来の理解であった。設置とは単に作って終わりということではなく、設置した後の維持管理が当然予定されるものであり、通常「設置者」という言葉は、当該施設を設置しただけの者を意味するのではなく、設置して管理運営を行う者を意味するから、同人の

答弁は、極めて合理的な内容であったというべきである。

(4) 近時政府は誤った解釈を行うようになったこと

これに対して、衆議院議員山崎誠の質問に対する令和6年11月22日付内閣総理大臣石破茂の答弁では、経理的基礎とは、「当該許可に係る申請を行う者が当該申請の内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあるか否かを判断するためのものである」とされている（[甲G499](#)）。石破内閣総理大臣の答弁は、原子力規制庁の職員が書いたものと考えられるが、前記佐々木科学技術庁原子力局長の答弁と矛盾しており、国の本来の理解を踏まえない誤った答弁であるものというべきである。その上、この理解は、工事に関する資金をとにかくかき集めて用意すればよいということであり、借金したものであっても不正な手段で獲得したものであっても工事資金を準備すれば経理的基礎があるものとする、というものであって、安全に適切に原子炉を建設して操業するために経理的基礎という要件を定めた法律の趣旨に整合しない解釈であることは明らかである。

(5) まとめ

従って、炉規法43条の3の6第1項2号の「経理的基礎」には、設置に関する経理的基礎だけではなく、管理・運営に関する経理的基礎も含まれるものというべきである。なお、原子炉の管理・運営には、廃炉や損害賠償の点も含まれるものというべきである。廃炉の問題は、原子炉の運営を行う上で必然的に生ずることであるし、損害賠償の問題は、福島第一原発事故を経験した現在、そのような過酷事故が起こり得ることを原子炉の設置者は前提としなければならないからである。

なお、仮に炉規法43条の3の6第1項2号の「経理的基礎」に、管理運営に関する経理的基礎は含まれないと解釈するのが相当だとされた場合であっても、本件は、人格権に基づく差止請求を訴訟物としており、管理運営に経理的基礎を欠く事業者が運営する原子炉が周辺に放射性物質を漏洩・飛散させて周

辺住民の生命・身体を侵害することになることは明らかであるから、本件では、一審被告の管理運営上の経理的基礎もまた、問題とされるべきである。

3 経理的基礎があるというための基準

(1) 炉規法上、経理的基礎については具体的基準が定められていない

炉規法には、経理的基礎に関する具体的定めはないし、それは、炉規法の下位法令においても同じことである。

地震、津波、火山等の、多くの技術的基準に関しては、炉規法の下位規範ないし解釈の指針としての炉規法施行規則、審査ガイド等の、炉規法の規定をより具体化した基準が定められている部分がある。しかし、このことは、経理的基礎の審査を軽視してよいことを意味しない。むしろ、具体的基準が存在しないからこそ、規制委員会は、当該事業者の資金調達構造、債務の返済可能性、継続的な維持管理費用、安全対策費の増大可能性、廃炉・使用済燃料管理に要する費用、事故時の追加的費用負担等について、個別具体的に調査審議しなければならないのである。特に一審被告は、他の大手電力会社とは異なり、火力・水力等の多様な発電資産を併有する一般電気事業者ではなく、原子力発電しか行っていない会社である。そのため、原子力発電所の停止、追加安全対策費の増大、廃炉費用、使用済燃料管理費用等が、同社の経営に与える影響は、一般の電力会社とは質的に異なる。

従って、帳簿上の純資産額や、支援者からの意向表明の存在を確認するだけでは、炉規法が要求する経理的基礎の審査として十分とはいえない。現に、後に述べるように、規制委員会は、基準も定められていない状態の下、一審被告の経理的基礎の内実に踏み込むことなく、おざなりな外形的判断をするに止まったのである。

なお、経理的基礎に関して、このような具体的な基準が定められていないのは、原子力規制委員会が、本来炉規法上必要とされている経理的基礎に関する

専門性を欠いているためと考えられる。そもそも、規制委員会の構成自体に炉規法が規定する設置許可基準を十分に審査することができる体制が整っていないものということができる。

(2) 廃掃法に関する事例が参考になる

この点、炉規法と同様に、施設の設置許可に関して経理的基礎を許可要件の一つとしている廃掃法に関しては、前記岐阜地裁の判決は、「当該設置者において、予定された通常の運転管理方法に従って施設を維持管理し、計画上の処理量の範囲内で廃棄物を処理したのでは採算がとれず、いずれ経営が成り立たなくなることが見込まれる場合等において、企業の経営を立ち行かせるために不適切な操業を行ってもやむを得ないという判断が、法令に従って適切に操業を行うべき要請を上回るときに、初めて不適切な操業が行われることが推認されるというべきである。したがって、不適切な操業が行われることが推認できる程度に経理的基礎を欠くというためには、産業廃棄物処理施設の設置者の事業計画が採算性のないものである場合など、当該設置者において継続的に適切な操業を行うことがおよそ期待できないような経理的事情がある場合であることを要すると解するのが相当である。」と述べている（[甲G 4 9 7](#)）。

また、上記岐阜地裁判決は、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長が平成12年9月29日付で発出した「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて」という文書（その後、何度か改訂され、現在は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長が平成30年3月30日付で発出した「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」という文書〔[甲G 5 0 0](#)・2～4頁〕になっている）を参考にしている。この文書では、経理的基礎の有無を判断するにあたって、次のような点に留意すべきである、と述べられている（以下に挙げるものは、同文書に挙げられている項目を全て挙げたわけではなく、本件と関連すると思われる箇所

のみを挙げているので、一部番号が飛んでいる）。

- (1) 申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その１）納税額等証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有するか否かを判断すること。
- (3) 「事業の開始に要する資金の総額」とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料、事業の開始及び継続的運営に支障を来すおそれのある抵当権等の登記を抹消する費用などが含まれるものであること。
- (4) 資金の調達を記載した書類には、資本金の調達方法、借入先（融資に係る条件を含む。）、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載させるものとし、利益（当期純利益をいう。(6)において同じ。）をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載させること。
- (6) 事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいう。）が 10 パーセントを超えていること及び申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれると判断できるものであること（申請に係る事業について適切な収益が見込まれない場合にあつては、廃棄物処理部門あるいは企業全体として適切な収益が見込まれること）が望

ましいものと考えられる

以上の基準は、一審被告の経理的基礎を考えるにあたって、参考になるものと思われる。

第3 経理的基礎という要件に関する判断枠組み

1 伊方最高裁判決の判断枠組みを適用もなお一審被告には経理的基礎が認められない

(1) 伊方最高裁判決の判断枠組みについて

原判決は、所謂伊方最高裁判決の判断枠組みを採用している。

本件の経理的基礎に関して、伊方最高裁判決の判断枠組みが適用されるならば、一審被告には経理的基礎が認められない。

原判決261頁は、「(i) 本件発電所の運転による危険の及ぶ範囲内に居住する原告らが本件発電所の安全性に欠けるところがあると具体的に主張する事項のうち、深層防護の第1～第4の防護レベルに相当する事項については、本件発電所につき、本件設置変更許可、本件工事計画認可及び本件運転期間延長認可等を受けている被告において、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会規則及び内規等の具体的審査基準に不合理な点がなく、原子力規制委員会の適合性判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する訴訟上の義務があり、(ii) 被告がこの主張立証を尽くさない場合には、上記義務違反の効果として、当該事項については本件発電所の安全性に欠けるところがあり人格権侵害の具体的危険の存在が事実上推定されるものと解するのが相当である。」と判示した。

一審原告らの控訴審準備書面(31)の9～10ページにおいて述べたように、上記判示の下では、一審被告は、本件原発の安全対策に欠けるところがあるとして一審原告らが具体的に指摘した事項に対して、その点を踏まえても(安全対策が十分と判断した)原規委の判断に不合理な点はないこと、具体的審査基

準に不合理な点がないこと、基準適合判断過程に看過し難い過誤・欠落がないことについて相当な根拠・資料に基づき主張・立証しなければならない。基準適合判断過程に看過し難い過誤・欠落がある場合とはどのような場合を指すかについては、判断の基礎とされた重要な事実には誤認があることにより重要な事実の基礎を欠く場合には、看過し難い過誤・欠落が認められると解される。また、当然調査審議すべき事項を十分調査審議していない場合（調査審議義務違反がある場合）にも、看過し難い過誤・欠落が認められると解される。

次に述べるように、上記の伊方最高裁判決の判断枠組みを適用すれば、一審被告には本件原発を設置、管理運営するための経理的基礎を欠いているものと判断される。

(2) 一審被告は、設置変更許可を得るにあたって資金の調達方法を記載した書面を提出していない

原子力規制委員会は、前記の通り、平成30年9月26日に開催した委員会において、一審被告に経理的基礎があるという判断を行って、本件原発の設置変更許可決定を行った（[甲G501](#)）。

この時点において、一審被告は、重大事故等対策設備他設置のための費用として合計金1740億円を予定しており、そのうちの約340億円を自己資金、約1400億円を借入によって賄うことを予定していた（[甲G502](#)）。

この必要資金について、一審被告は、平成30年3月14日付で、東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社に対して、資金調達する際の債務保証等を行ってほしい旨の資金支援依頼を行った（[甲G503の1](#)、[G504の1](#)）。これに対して、東北電力及び東京電力ホールディングスからは、同年3月30日付で、資金支援を行う意向がある、という回答を行ったが、同回答の中で、「本文書は、これまでに貴社より弊社が提示された情報に基づき、本件資金支援に関する意向を表明するものであり、何ら法的拘束力のある約諾を行うものではな」という文言も書き添えられていた（[甲G503の2](#)、[G](#)

504の2）。

そして、その後、一審被告から原子力規制委員会に対して、一審被告が金融機関からの借入を行うことができたことを示す資料、東北電力や東京電力ホールディングスから資金調達する際の現実の支援が受けられたという資料は提出されなかったようである。即ち、原子力規制委員会が一審被告に対して設置変更許可を行った際の平成30年9月26日に行われた会議の会議議事録には、経営破綻に近い状態にある東京電力ホールディングスが、一審被告に対して資金的協力の意向を示していることについて、経済産業大臣がどのような見解を有するかについての意見照会を行い、それに対して、「資金的協力を含め、東京電力の経営判断のあり方は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の趣旨及び新々・総合特別事業計画の内容に照らして問題はないものと考えている。」と見解が示されているということが会議の中で山田原子力規制部長から紹介されている（甲G501・8頁）。従って、この会議の時に、未だ東京電力ホールディングスと一審被告との間で実際に資金協力の契約が締結されてはいなかったことが明らかであるし、一審被告が実際に金融機関等から資金調達をすることができていなかったことが明らかである。

従って、一審被告は、設置変更許可を受ける段階で、事業の開始に要する資金の調達方法を記載した書類を提出することができなかったということである。また、一審被告は、未だ資金調達をすることができていなかったのであるから当たり前かもしれないが、借入を予定している資金の返済についての計画も提示することができていなかった。これらの点は、伊方最高裁判決の基準に従った場合、原子力規制委員会は、一審被告に対して、当然提出させなければならない、一審被告の経理的基礎を裏付けるための十分な資料を提出させるべきであったにも拘らず、その提出をさせないまま、当然調査審議すべき事項を十分調査審議せずに結論を出してしまったのであるから（調査審議義務違反がある場合に該当する）、同委員会の判断には、看過し難い過誤・欠落が認めら

れるものというべきである。

(3) 原子力規制委員会における審査の放棄

前記の通り、原子力規制委員会は、経理的基礎について、具体的な審査基準を定めておらず、審査ガイドのようなものも作成していない。このため、同委員会は、一審被告の経理的基礎について、専門的な検討はまるでできていないばかりか、設置許可権限を有する機関としての役割を放棄するかのような態度を取っていた。

例えば、原子力規制委員会の更田委員長（当時）は、記者会見において、①設置変更許可における経理的基礎の見方は、日本原電のようなケース（債務保証）を制度がそもそも想定していなかった、②明確なものが制度の中に埋め込まれていない。設置許可段階では細部を定めていない、③だから審査は「外形的判断」にならざるを得ない、などと述べていた（平成30年4月11日〔[甲G509](#)・4頁〕、同年3月20日〔[甲G510](#)・1～2頁〕記者会見）。また、同委員長は、別の記者会見において、①東海第二発電所の工事資金に対して第三者が現れた、②申請者以外のところを巻き込んでというのは設置（変更）許可という仕組みでは限界がある、③経理的基礎の項目についてはある程度限定的なものにならざるを得ない、④日本原電という社の将来、未来、その安定というのはもっとずっと大きな問題であり、規制当局の持つ役割はあるが、事業全体を所管する経産省の責任でもあり、電力事業者全体の問題でもある、などと述べた（平成29年11月22日記者会見〔[甲G511](#)・2．4～6頁〕）と述べている。

即ち、原子力規制委員会の更田委員長自体、設置変更許可の審査における経理的基礎に関する判断は外形的・限定的なものであって内実に踏み込んだ判断はなされていないこと、同委員会には経理的基礎に関する的確な判断を行う能力がないことを認めていたのである。

従って、原子力規制委員会は、一審被告に関して、経理的基礎という設置許

可基準に関しては、調査審議すべき義務を放棄して、それらの事項を十分調査審議せずに結論を出してしまったのであるから、調査審議義務違反がある場合に該当するのであり、同委員会の判断には、看過し難い過誤・欠落が認められるものというべきである。

(4) まとめ

以上から、一審被告の経理的基礎に関して言えば、伊方最高裁判決の基準に従った場合、原子力規制委員会の判断には、看過し難い過誤・欠落が認められることが明らかである。本件原発は、一審原告らの人格権侵害を生ぜしめることが明らかである。

2 経理的基礎に関しては伊方最高裁判決の判断の範囲外であるともいえる

原判決は、所謂伊方最高裁判決の判断枠組みを採用している。同判決は、伊方原発の設置許可の取消を求める行政訴訟に関する判決であった。同判決の判断枠組みは、「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであつて、現在の科学技術水準に照らし、調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、判断に不合理な点があるものとして、判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」というものであった。

要するに、同判決は、原子炉施設の設置許可の取消を認めるためには、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会（現在は原子力規制委員会）の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認められる場合、という基

準を満たす必要がある、という判示をしたのである。

しかし、経理的基礎の問題は、上記伊方最高裁の判断の範囲外にあるものと言うこともできる。何故なら、伊方最高裁判決の趣旨は、原子炉の設置許可は、専門機関による科学的、専門技術的な調査審議及び判断がなされたものであり、専門技術的な知識に基づく判断に関して裁判所にはそれを十分に理解し、批判する能力を欠いているから、一定程度の尊重をすべきである、というものであるが、経理的基礎に関する判断は、科学的、専門技術的な判断がなされているわけではないからである。

因みに、原子力規制委員会から本件原発の設置変更許可がなされたのは、平成30年9月26日であったが、その時の原子力規制委員会の委員は、更田豊志（委員長、工学者（原子炉安全工学、核燃料工学）、日本原子力研究開発機構原子力基礎工学研究部門副部門長）、田中知（原子力工学者、東京大学大学院教授）、石渡明（地質学者、東北大学教授）、伴信彦（医学者、東京医療保健大学東が丘・立川看護学部教授）、山中伸介（工学者（原子力工学、核燃料工学）、大阪大学大学院工学研究科教授・理事・副学長）の5名であったが、何れも工学や地震学の専門家ばかりであり、経済や経理の専門家は一人もいなかった。従って、本件原発の経理的基礎に関する判断は、経済や経営に関して専門的な知見を有しない者ばかりによってなされたものと言っても過言ではない。

従って、一審被告における本件原発の設置及び維持管理に経理的基礎があるか否かの判断は、原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるかどうかという観点ではなく、直截に、一審被告における本件原発の設置及び維持管理に経理的基礎があるか否かという吟味を行って判断がなされるべきである。

この場合、前記廃掃法に関して岐阜地裁判決が掲げた基準が参考になる。

第4 一審被告には経理的基礎が欠けている

1 一審被告は設置変更許可を得るにあたって資金の調達方法を記載した書面を提出していない

上記第3、1、(2)において述べたように、一審被告は、設置変更許可を受ける段階で、事業の開始に要する資金の調達方法を記載した書類を提出することができなかった。また、一審被告は、未だ資金調達をすることができていなかったのであるから当たり前かもしれないが、借入を予定している資金の返済についての計画も提示することができていなかった。これらのことは、前記産業廃棄物処理施設の設置許可に関して環境省が発出した通知に照らせば、経理的基礎があるとは到底認められない事由となる。

2 一審被告は十分な自己資産があるとはいえない

原判決は、一審被告に経理的基礎があるという判断を行ったが、その理由の一つとして、純資産が1600億円を超えるという点を挙げた(原判決744頁)。

しかし、貸借対照表上の純資産額は、企業の財政状態を示す一指標ではあるものの、それだけで原子力発電所の設置・維持管理・重大事故対策・廃炉・使用済燃料管理を的確かつ継続して遂行できる経理的基礎があることを意味するものではない。

一審被告の資産のうち、固定資産は、2025年3月期で7676億9500万円、このうち、有形固定資産は6599億2100万円である(甲G505)。これらの有形固定資産の内訳は、原子炉建屋、原子炉敷地、原子炉の機械や燃料であろうと考えられるが、燃料は他に使い道が限られているし、原子炉の機械や建屋は、発電をやめた時点でたちどころに膨大な廃炉費用を生むだけの負の遺産となる。原子炉の敷地は、廃炉を行わなければならないし、使用済み核燃料を保管しなければならない場所である。このように、原子力発電所に係る固定資産は、通常の事業用不動産や汎用的な設備とは異なり、他用途へ

の転用可能性、第三者への売却可能性、担保としての流動性に重大な制約がある。原子炉建屋、原子炉設備、使用済燃料を保管する敷地等は、発電事業を継続する限り不可欠であり、発電を停止した場合にも廃炉、解体、放射性廃棄物管理等の費用負担を伴う。

従って、これらの資産が帳簿上計上されていることのみをもって、一審被告に安全確保を継続的に実施する経理的基礎があると判断することはできない。重要なのは、資産の帳簿価額それ自体ではなく、当該資産と負債、将来費用、資金調達構造、運転停止時の収支、廃炉費用負担等を総合した場合に、安全確保のための支出を継続的に行えるかである。しかし、一審被告は、このような資料を何も提出していないし、原子力規制委員会に対しても提出していない。同委員会もまた、このような調査を全く行っていない。

また、東海第二原発の敷地には、抵当権等の担保権が全くついていない（[甲G506](#)）。原子力発電所の敷地は、厳格な安全規制、用途制限、廃炉義務、使用済燃料管理、地域的制約等を伴う特殊な資産である。そのため、一般の事業用不動産のように、債務不履行時に容易に売却し、債権回収に充てることができる資産とは性質を異にする。従って、当該敷地に担保権が設定されていない事実は、少なくとも金融機関にとって、通常の不動産担保のような換価可能性・流動性を殆ど期待しにくい資産であることを示す事情として評価されるべきである。このような点を見逃して、帳簿上の固定資産額を形式的に評価するだけでは、一審被告の経理的基礎を実質的に審査したことにはならない。

それから、一審被告の2025年3月期の資産総額は8808億5400万円であるが（[甲G505](#)）、実質的な有形固定資産の評価額は、この帳簿通りではないことは前記の通りである。また、同期の一審被告の負債総額は7056億7300万円であり、純資産額は1751億8000万円となっている（同上）。この純資産額は、同期の資産総額から負債総額を差し引いたものである。しかし、一審被告の実際の資産価値を用いて計算すると、その純資産額は、こ

のような金額にはならないことは明らかである。

従って、一審被告の純資産は、実際には原判決が認定したような高額にはならない。原判決の認定は、一審被告の有する実際の資産の評価を誤って、異常に高額の評価をしてしまったものというべきである。

なお、一審被告以外の原発を運営している東北電力や九州電力等の電力会社は、原発の他に火力発電所、水力発電所、地熱発電所等の発電所をも運営しており、そのような発電所は、原発と違って、敷地等にも資産価値がある。しかし、原発しか運営していない一審被告には、資産価値のある見るべき固定資産はない。

3 一審被告には短期借入を償還することができる能力があるとはいえない

一審原告らの原審における2014年（平成26年）12月18日付準備書面（20）・15～18頁において述べたように、一審被告は、長期借入についての償還を控えた2013年（平成25年）4月に、資金繰りに逼迫したが、その際、銀行団から長期借入の申込みを拒否された。銀行団から、一審被告の返済能力に疑問が持たれたために他ならない。この時、一審被告は、東北電力・中部電力・北陸電力・関西電力による債務保証を得ることでようやく総額1040億円を短期借入で調達することができて、乗り切ることができた（この1040億円の借入の内訳は、日本政策投資銀行から290億円、みずほ銀行ほか12行（銀行団）から合計750億円であった）。一審被告は、これ以後、毎年借換を続けている（[甲G512](#)の1～14）。

日本政策投資銀行からの290億円の借入について、同銀行は、電力会社による債務保証では不足とし、社債に付加されるのと同様の総資産を対象とした「一般担保」を設定した。しかし、一審被告は、実質的に資産のない会社であるから、この一般担保はいわば気休めに近いものであり、殆ど実質的な効力はない。

以上から、一審被告には、上記2012（平成24）年の短期借入を償還ま

たは減額できる余力がなかったことが明らかである。

このように、一審被告が過去に資金繰り上の制約を受け、銀行団から長期借入を得られず、電力会社の債務保証等を背景として短期借入を継続してきたことは、経理的基礎の安定性を検討する上で重要な事情である。ここで問題とされるべきは、一審被告の資金調達、再稼働の成否、他電力会社の支援、短期借入の借換え、将来の基本料金収入等に依存しており、これらの前提が変動した場合にも、安全対策、維持管理、廃炉、使用済燃料管理に必要な支出を継続できるかである。規制委員会は、短期借入の借換え継続を当然の前提とするのではなく、借換えが困難となった場合や、追加安全対策費が発生した場合、再稼働が遅延した場合、支援者の経営判断が変化した場合に、一審被告がどのように安全確保費用を賄うのかについて、一審被告に具体的な資料に基づいた具体的な説明をさせるべきであったし、これらの点について具体的に調査審議すべきであったのである。ところが、一審被告は、このような説明を全く行わなかったし、規制委員会は、このような調査を全く行わなかったのである。

規制委員会の設置変更許可は、上記のような杜撰な調査しか行わずに、なされたものであり、経理的基礎に関して、十分な調査審議をせずに結論を出してしまったのであるから、同委員会の判断には、看過し難い過誤・欠落が認められる。

4 一審被告には、経営を継続しても負債を完済する能力が欠けている

一審被告の純利益は、2023年3月期～2025年3月期の3期において、それぞれ、17億1800万円、24億6500万円、36億1500万円であった（[甲G505](#)）。この3期の平均は、25億9933万円である。

これに対して、一審被告の負債総額は、2025年3月末において、7056億7300万円であった（同上）。

単純に計算しても、上記一審被告の負債を払いきるには、単純計算でも、2

71年以上かかる計算となる（7056億7300万円÷25億9933万円）。本件原発の運転期間内において完済することは不可能である。

前述の、2013年4月に短期借入をした1040億円だけに限ってみても、一審被告が挙げることができる利益によって返済をする為には、 $1040\text{億円} \div 25\text{億}9933\text{万円} = 40.0131$ 年の期間を要する。また、この計算には、利息は入っていない。その上、老朽原発である本件原発を適確に管理運営していくためには、いつ発生するか分からない、規模や内容の予測すら不可能な故障や事故に対して対処するための予備費等を計上しなければならない。

もちろん、上記の計算は、上に断ったように、単純計算であり、一般の企業財務において、負債総額を純利益だけで全て返済し尽くすことを前提とするものではなく、通常は減価償却費等の内部資金やリファイナンスを通じて資金繰りを維持する。しかし、2013年4月に長期借入の償還期を迎えた際、一審被告は銀行団から長期借入を拒否され、東北電力・中部電力・北陸電力・関西電力による債務保証を前提とした短期借入への依存によって辛うじて資金繰りを維持している。この事実は、一審被告の返済能力・信用力が単独では脆弱であり、電力大手による支援なしには資本市場から自立的に長期資金を調達し得ないことを金融機関自身が認識していることを示す。このように、負債総額と利益水準の極端な乖離、及び短期借入の継続的借換えに依存せざるを得ない資金繰りの実情を踏まえると、一審被告が、「事業の継続的運営を自立的に支え得る経理的基礎」が十分とは到底いえない状況にあることは明らかである。

そして、一審被告は、本件原発の他に、敦賀原発1号機、2号機を稼働させていたが、敦賀原発1号機は2015年3月17日、廃炉が決定しているし（[\(甲G1\)](#)）、同2号機については、2024年11月13日、原子炉直下の活断層を否定できないという理由で、原子力規制委員会は、新規制基準に適合しない、という判断をしている。その他に、一審被告には、収益を上げることができる施設は特になし。従って、一審被告は、本件原発を稼働させる以外には、収益

を上げる道はない。

ところが、一審被告は、設置変更許可の際に、負債をどのように返済していくか、設置変更許可にあたって必要となる返済計画を提出することはなかった。

但し、少なくとも規制委員会のヒアリング過程において、借入による調達や前払による調達を含む一定の説明がなされていた可能性はないわけではないかもしれない。しかし、計画が提出されたことと、その計画の実効性が審査されたこととは別問題である。規制委員会が審査すべきであったのは、単に「計画書が存在するか」ではなく、その計画が、原子力発電所の安全確保に必要な支出を長期にわたり支え得る内容であるかである。特に、他電力会社による基本料、減価償却費相当額の前払、債務保証等に依存する構造については、その法的拘束力、継続性、支援者側の経営判断変更の可能性、再稼働遅延時の影響等を具体的に検討する必要がある。これらの検討を欠いたまま、資金調達の外形的可能性を確認しただけで経理的基礎を肯定したのであれば、それは調査審議すべき事項を十分に調査審議しないまま結論を出したものであるというほかない。

以上から、前述した、環境省が発出した産業廃棄物処理業の許可にあたっての経理的基礎に関する通知に鑑みると、このような一審被告の原子力規制委員会に対する資料の提出状況は、申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれると判断できるものであるとは言えない、ということになる。しかも、東海第二原発について適切な収益が見込まれない場合である上に、敦賀原発においても適切な収益を見込むことができないから、一審被告は、企業全体として適切な収益が見込まれるものとはいえない、ということになる。従って、この基準に従えば、一審被告には、本件原発を設置し、管理運営するにあたっての経理的基礎が欠けているものと判断される。

また、伊方原発最高裁判決の判断枠組みに従ったとしても、原子力規制委員会は、一審被告に対して、当然提出させなければならない、一審被告の経理的基礎を裏付けるための十分な資料を提出させるべきであったにも拘らず、その

提出をさせないまま、当然調査審議すべき事項を十分調査審議せずに結論を出してしまったのであるから（調査審議義務違反がある場合に該当する）、同委員会の判断には、看過し難い過誤・欠落が認められるものというべきである。

5 一審被告には、安全対策工事費用を調達する能力がない

安全対策工事費用について、一審被告は当初、700億円という予算を立てていた。平成30年9月26日の設置変更許可決定の段階で、この費用は、1740億円になると一審被告は原子力規制委員会に申告していた（[甲G502](#)）。その後、この費用は増加し、2500億円となっているという報道がなされている（[甲G507](#)）。

さらに、上記に加え、一審被告は、重大事故等対処施設設置費用として610億円を予定していたが、その後、2020（令和2）年2月までには、さらにこの費用は1000億円に増加したことが明らかになった（[甲G507](#)）。

重大事故等対処施設設置費用の点について、原判決では、「本件設置変更許可後に事故対策のための工事費用が700億円ほど予算を超えることになるとの報道がなされているが、その費用は未だ明らかになっておらず」などという判断を行う結果となったとしていた（原判決745頁）が、現在の費用の状況は、上記の通りである。

しかし、上記の費用についても、一審被告が確保できる、或いはできたことという証拠はない。一審被告は、これらの点を裏付ける資料を出していない。寧ろ、これらの費用を一審被告が回収しようと思ったら、年間の純利益の15倍以上もの利益を上げなければならない。このような利益を上げるためには、売電費用をあげればいいわけであるが、平均的な売電価格の何倍もの価格を設定しなければならない（[甲G507](#)）。このような価格を設定しなければ生存することができない会社は、正常な収益が見込めない会社にほかならず、経理的基礎がない会社であると断ぜざるを得ない。

現に、一審被告については、既に主張している防潮堤の工事の不備、以下の7や、既に提出した一審原告らの控訴審準備書面（26）にも述べているように、安全上の問題が多発しており、安全対策工事、防潮堤工事、火災事象等をめぐり、品質管理、施工管理、組織的管理能力に関する問題が繰り返し顕在化している。問題は、安全上重要な工事において、費用、工程、人員、品質管理体制の制約が、施工不良や管理不全と結び付く危険である。経理的基礎が不十分であれば、安全対策工事に必要な費用、人員、工程管理、第三者確認、再発防止策の徹底等にしわ寄せが生じるおそれがある。従って、防潮堤工事や火災事象等は、単なる個別の施工ミス又は保安上の問題にとどまらず、一審被告が安全確保に必要な人的・物的資源を継続的に投入できる経理的基礎を有するかを検討する上で重要な事情である。

従って、本件では、一審被告が十分な安全対策費用を確保できたということとは言えない状況にある。このことは、一審被告が十分な安全対策工事を行った、或いは行う能力があるとはいえないということである。

これら安全対策費用について、原子力規制委員会が、1740億円に関して、それを一審被告が調達することができるという資料を欠いたまま、経理的基礎があるという重大な過誤欠落を犯したことは既に述べた通りである。また、原子力規制委員会は、本件原発の安全対策費用について、綿密な調査を行わなかったため、費用の正確な予測もできなかったということになる。このような点からも、原子力規制委員会の判断には、看過し難い過誤欠落があるものというべきである。

6 特重施設に課する経理的基礎について

ところで、原判決は、特定重大事故等対処施設等に関する費用は、本件設置変更許可の対象ではないという理由で、判断を避けた（原判決745頁）。

しかし、特重施設は、特定重大事故が発生することを防止したり、発生した

場合の拡大を防止したりするために重要な施設であり、これを適確に備えないことは、大量の放射性物質が本件原発の敷地外に飛散することを防止できないということであり、一審原告らの人格権侵害に対する具体的危険を生ぜしめることに他ならない。そして、特重施設を設置するためには、それを準備するための経理的基礎が必要であることは論を待たない。

従って、本件事件を審理するためには、特重施設に係る経理的基礎を審理する必要があることは明らかである。原判決は、この点に関して、判断の欠落を犯しているものである。

7 一審被告には、経理的基礎が欠落しているため、本件原発では工事の不備や事故等が多発している

本件原発の防潮堤の工事について、工事費用を一審被告が出し渋って、鹿島建設が提示した金額を出し渋ったことが防潮堤工事の不備の原因である。

また、一審原告らの2025年11月19日付控訴審準備書面（26）・2頁以下にも挙げたように、最近においても、次のような火災が発生している。

- ・ 2022年度 3件の火災発生
- ・ 2023年度 5件の火災発生
- ・ 2025年2月 中央制御室火災

以上のほか、本件原発及びその関連施設においては、以下のような火災も発生している。

- ・ 2024年11月21日（木）原子力館（PR館）における火災
- ・ 2025年5月30日（金）原子炉建屋地下1階 溶接用ケーブル（接地線）

からの発火

- ・ 2026年1月16日（金）原子力館（PR館）における火災

以上のような相次ぐ火災発生の原因は、安全対策にかけられる費用が不足しているからだと思われる。因みに、上記一審原告らの控訴審準備書面（26）

にも挙げたように、一審被告は、火災の多発を受けて、２０２３年１１月に茨城県及び東海村から、「嚴重注意」を受けている。

また、一審原告らの原審における２０１７年１月２６日付準備書面（４１）において述べたように、一審被告は我が国の電力会社の中で飛びぬけて原発のトラブル件数が多い会社であるし、本件原発は、東日本大震災による稼働停止に至るまで、いわゆる「バスタブ曲線」を描いてトラブル件数が増えてきていたものである。

上記のような工事の不備、火災の多発、トラブルの多発は、一審被告に、原子炉の安全性を確保するために必要な経理的基礎が欠けていることを物語るものである。

８ 原判決の管理運営に関する経理的基礎に係る判示について

原判決は、管理運営に関する経理的基礎に関して、人格権に基づく原子力発電所の運転差止請求における人格権侵害の具体的危険とは、深層防護の第１から第５のレベルに相当する安全対策のいずれかが欠落し又は不十分なことを言う、炉規法の多段階に亘る規制の仕組みや、原子力規制委員会は事業者に対し、所定の規制に違反した場合に原子炉の停止その他の措置を命ずることができ、設置許可の取消もあり得る、網羅的な事業者検査及びこれと対をなす包括的な原子力規制検査により強化された検査制度の下では、将来に亘る維持管理の経理的基礎の問題によって、必要な補修などの安全確保対策を怠った状態で原子炉の運転が行われることが直ちに推認されるものともいえず、人格権侵害の具体的危険があるということとはできない、という判断をした（原判決７４５頁）。

しかし、第一に、経理的基礎の問題は、深層防護の第１～第４のレベルに相当する問題である。深層防護の各レベルにおいて、それぞれ、防護対策を立ててそれを実施するためには、相応の経理的基礎が必要であり、経理的基礎を欠く場合は、それらの防護対策を実施することができないということになるから

である。

第二に、原判決は、炉規法の規定や原子力規制委員会の権限行使によって、原子炉に関して適格な検査がなされ、不適正な原子炉の運転がなされることが防止できるという判断をしているが、これは幻想にしかすぎない。このことは、原子力規制委員会は、本件原発の防潮堤の工事に不備があったことについて、内部告発があるまで同委員会は全く発見できなかったこと、一審原告らの2026年2月25日付控訴審準備書面（32）・4頁以下に挙げた中部電力による浜岡原発の地震動に関するデータ捏造について、外部からの情報提供があるまで発見できなかったこと等から、原発事業者がデータを捏造したり事実を隠蔽しようとした場合に、同委員会が容易に発見できないことが明らかである。また、同委員会自ら、経理的基礎に関しては専門性がなく、外部的な審査しかできないことを認めているのであり、原発事業者が経理的基礎がないのにあるように偽ることは容易であると言わねばならない。

原子力発電所の経理的基礎は、運転開始又は再稼働のための工事資金に限定されない。原子力発電所は、運転終了後も、廃炉、放射性廃棄物管理、使用済燃料管理、敷地管理等について長期にわたり費用を要する。従って、一審被告に経理的基礎があるというためには、再稼働に必要な工事費用の調達可能性だけでなく、運転期間中及び運転終了後に不可避免的に発生する費用を、どのような収入又は資金調達によって賄うのかが審査されなければならないことは、当然のことである。特に、一審被告の経営が他電力会社からの基本料、支援、債務保証等に依存している場合、その支援が将来にわたり継続する保証がどの程度あるのか、支援が縮小又は停止された場合にも廃炉・使用済燃料管理等の義務を履行できるのかは、経理的基礎審査の核心部分である。これを十分に調査審議しないまま、工事資金の調達見込みのみをもって経理的基礎を肯定することは、炉規法の趣旨に反する。

従って、現在の法制度や審査制度の下においても、そもそも管理運営に経理

的基礎を欠く事業者がそれを隠蔽して、必要な補修などの安全確保対策を怠った状態で原子炉の運転を行うことは、十分に可能なことである。しかも、目先の利益を追求することに汲々とするのが一般的である営利事業者であれば、「どうせ事故など起こらないだろう」という安易な考えの下で、このようなことを行うことは、十分に起こり得ることだと考えなければならない。これは、前記東京高裁平成19年判決（[甲G92](#)）に顕れた産業廃棄物事業者であると一審被告のような電力事業者であると変わるところがない。

原審においても、一審原告らは、上記東京高裁平成19年判決を引用した主張をしたが、原判決は、「現在の強化された検査制度（網羅的な事業者検査や包括的な原子力規制検査）や、原子力規制委員会の権限（停止命令や許可取消など）の下では、維持管理の経理的基礎の問題によって必要な補修などの安全対策を怠ったまま運転されるとは直ちに推認できず、人格権侵害の具体的危険はない」旨述べて、一審原告らの主張を排斥した。しかし、一審原告らの2024年（令和6年）6月13日付準備書面（11）において指摘したように、原判決の言うところの、「現在の強化された検査制度」が、防潮堤が設工認通りに施工されていなくても、事業者検査に丸投げされていて、規制委（現地検査官）がそれを見つけられない、即ち、コンディションレポートが事業者内部から発せられなければ認識できない、検査官が現場ウォークさえしていないというような「杜撰な検査制度」であることが明確になっている。

一審被告は、経理的基礎を欠いていることから、ゼネコンへの工事費用を十分に支給しなかったために施工不良を引き起こした上、やはり経理的基礎を欠いていることから、ケーブルも難燃性に取り替える余力がないために可燃性ケーブルを残置している電気事業者である。

管理運営に係る経理的基礎を欠く事業者が管理運営する原発については、典型的に、深層防護の第1～第4に係る対策が破綻しており、原発の敷地外に居住する多くの住民の人格権が侵害されるものと認めるのが相当である。

9 小括

以上から、一審被告には、前記廃棄物処理施設に係る経理的基礎に関する基準（9～10頁参照）のうち、(3)、(4)、(6)の条項に該当しないものと考えられる。

従って、一審被告には、本件原発を設置・管理運営する経理的基礎が欠けており、このような業者が本件原発を管理運営すると、本件原発が重大な事故を起こし、原発敷地外に多量の放射性物質を飛散させ、一審原告らの生命・身体・財産に重大な被害をもたらすことになるものと認められる。

第5 まとめ

以上に述べてきたように、一審被告には、炉規法43条の3の6第1項2号に定められた、発電用原子炉の設置許可要件の一つである経理的基礎が欠けており、その点に関する原子力規制委員会の判断には、看過できない過誤欠落が存在する。また、仮に炉規法の同条項に定められた経理的基礎には管理・運営上の経理的基礎とか、特重施設に関する設置費用が含まれないという解釈に立ったとしても、一審被告には、原子炉設置ばかりではなく、管理運営や特重施設の設置、管理運営に関する経理的基礎が欠けているから、一審被告が本件原発を稼働させた場合に、本件原発から放射性物質を漏出させ、一審原告らの下に到達することを防止する能力がなく、一審原告らの生命・身体・財産に対する侵害が及ぼされる具体的危険性がある。

また、一審被告は、廃炉が確実にになっている2基の敦賀原発の他、本件原発の管理を行っているに過ぎない会社である。存在意義を失っている会社であると言っても過言ではない。そして、本件原発が2011年に稼働を止めてから15年を経過した現在、本件原発は稼働しておらず、そのことによって、茨城県においても関東地方においても、何らの支障も生じていない。本件原発の操

業差止が認容されても、社会的に何らの支障もない。

むしろ、本件原発は、首都圏に存在する唯一の原発であり、対外的な「有事」のみならず、テロや内乱が発生した場合は、攻撃の標的とされたり戦略的な占拠対象とされたりする可能性が高く、その存在自体において、近隣住民のみならず、我が国全体を巻き込むブラックホールとなる可能性がある。

従って、本件原発は直ちに操業を差し止められるべきである。

以上